平成29年度第2回大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会　議事概要

１　日　時　　平成30年2月14日（水）10時00 分から11時50分まで

２　場　所　　ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）４階　大会議室１

３　出席者　　委　員：5名（加藤委員長、石崎委員、岸上委員、玄野委員、里内委員）

　　　　　　　事務局：大阪府中央卸売市場　6名

　　　　　　　指定管理者：大阪府中央卸売市場管理センター㈱　3名

　　　　　　　傍聴者：1名

４　議　題　　（１）指定管理者の自己評価と施設所管課の評価について

（２）評価委員会の指摘・提言について

（３）平成３０年度の評価項目・基準について

５　議事内容　（委員長：◎、委員：○、指定管理者：●、事務局：□）

1. 指定管理者の自己評価と施設所管課の評価について

　・指定管理者から、平成29年度の事業内容及び自己評価について説明した。（【資料３】参照）

　・施設所管課である大阪府中央卸売市場（事務局）から、施設所管課の評価について説明した。

（【資料２】参照）

**《指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価に関する質疑応答》**

１．「Ⅰ－（1）施設の設置目的及び管理運営方針」について

**【施設の設置目的に沿った運営及び管理運営の効率化と迅速な対応について】**

○）場内関係者のトップで構成される「常駐代表者会議」は、他の卸売市場にはない独自の取組みということだと理解している。この組織的な会議の中で、場内業者の意見・要望・提言の把握を行い、事業に反映させるまでの具体的なプロセスをもう少し詳しく記載し、アピールできないか。

　　●）常駐代表者会議では、大きなことから小さなことまで、それぞれの団体から提案事項を持ち寄って審議をして、方向性を決めている。他市場で指定管理者制度導入が進まないのは、場内関係者の意見を集約し、審議、情報共有する場がないからであり、その点を多くの市場が視察に訪れて関心を持っていただいているところ。また、会議で審議した内容を、毎月市場協会が発行する「市場だより」に掲載し、それぞれの所属団体に配布して周知徹底している。市場が目指している方向性を場内全体で共有することで、市場運営に一丸となって取り組めている。

　　□）説明内容を評価欄に追記させていただく。

**【法令遵守の徹底への対応について】**

○）社員の研修の参加実績をどう評価しているかわかりづらい。一人あたり何回参加したなどの参加率で示した方がわかりよい。

●）社員６名が業務に支障がない範囲でできるだけ参加するようにしている。現時点では一人あたり２回ほどの参加率。

□）説明内容を評価欄に追記させていただく。

○）外部委託先との契約書は適正に交わしているか。契約書のリーガルチェックは行っているか。

●）今年度から弁護士と顧問契約を締結し、外部委託だけでなく、大阪府との管理運営業務契約に関する事項も含め、随時リーガルチェックをお願いしている。

○）就業規則の社員への周知方法を教えてほしい。

●）社員が誰でも閲覧できるような形で周知を図っている。

○）労働時間の管理について、どのような方法（タイムカードや日報等）をとっているか。

●）労働時間の管理はタイムカードで適正に行っており、サービス残業は一切ない。

○）当然やっているのは重々承知しているが、法令遵守について評価するのであれば、契約書のリーガルチェックや労働時間の管理方法について、評価欄に記載がほしい。

また、施設所管課の評価欄のコンプライアンス遵守についての文言を適切な表現に修正すべき。

□）説明内容を評価欄に追記及び文言修正させていただく。

　　２．「Ⅰ－（2）平等な利用を図るための具体的手法・効果」について

◎）施設の使用許可について、既存の業者が事業拡大等で借りるケースと全くの新規事業者が借りるケースの割合は。

●）今年度の場合は、既存の業者が借りるケースが１００％だった。ホームページあるいは他の手段で呼びかけているが、新規に仲卸業者が参入するのは非常にハードルが高いため、昨今はほとんどない。既存の仲卸業者の社員がのれん分けをするケースはある。

　　　　また、共用スペースや無料の買出人駐車場を無断で使用している者に対し、空き施設を借りるよう指導をすることで、公平公正な利用を推進しているところ。

□）仲卸業者は、年度当初から2業者が廃業しており、新規参入はない。

◎）既存の業者が借りる場合は隣接する施設を借りるのが便利かと思うが、そのために使用施設を入れ替えることはあるか。

●）店舗や事務所内に独自で機材を設置している業者も多いため、現実的に難しい。

◎）業者同士の合併はあるか。

●）これまではない。

３．「Ⅰ－（3）利用者の増加を図るための具体的手法・効果」について

　　○）立命館大学との事業連携について、茨木キャンパスのどのような学部と連携する予定か。平成３０年度にびわこ・くさつキャンパスに設置される食マネジメント部とは連携するのか。

□）現在は、市場の近隣の茨木キャンパスに設置された総合心理学部の教授が関心を持ってくださっており、協議を進めているところ。びわこ・くさつキャンパスからも車で１時間程度なので、食関係で連携することも視野に入れている。

４．「Ⅰ－（5）施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度」について

　　○）大阪府の依頼に基づく修繕について、指定管理者が行うことで当初の計画額より事業費が削減されたということがわかる表現に修正すべき。

□）文言修正させていただく。

５．「Ⅰ－(6)府施策との整合」について

○）市場の役割のひとつに、地元の良質な食料品を集めることが挙げられると思う。例えば、大阪産（もん）の活用や、大阪府漁業協同組合連合会、大阪府立環境農林水産総合研究所との連携などは行っているか。もしくは、予定はあるか。

　　●）大阪産（もん）について、各種イベントにおいて、地元である茨木市産の食材を使用したり、来場者へのお土産に茨木市産の農産物を使ったジャムを提供するなど取り組んでいる。

　　□）漁連との連携については、10月の「魚食普及月間」に合わせて、阪神百貨店と1か月間の魚食イベントを実施し、その際に今年度は大阪産（もん）のお魚を全面的にPRしようということで、漁連に協力いただいた。来年度も同様に連携してイベントを実施できないか協議しているところ。

大阪府立環境農林水産総合研究所との連携については、場内の業者が輸出へ取組む際の課題である品質管理についてなど、ご相談をさせていただいているところ。

６．「Ⅱ－（1）利用者満足度調査等」について

◎）市場開放デーなどで、普段は利用しない消費者に対してアンケートを取り、事業に反映させているとのこと。市場の利用者ではなく、普段利用しない消費者からの意見なので、なかなか反映しづらいことも多い中で、例えば分煙の推進等を行っている。アンケートの結果と、それをどのように事業に反映しているのかというプロセスを明示できないか。

　　●）市場開放デーのアンケートの中でも、市場の運営全体について色々とご意見をいただいているが、おっしゃるように、普段利用しない消費者の方からの意見は直接事業に反映しづらいところがある。例示いただいた分煙については、食品を扱う施設としての衛生管理の徹底が主目的だが、小学校の社会見学後に行うアンケートにおいて、せり場等で煙草を吸っている人がいるというご指摘をいただいて実施していることも確か。そういうことも含めて、広い意味で業務運営の中に反映している。ただ、そのご意見がどういうプロセスを経て反映されているのかを明示できていないため、今後対応を考えていきたい。

◎）一般消費者に対して確認したいのは、市場機能に対する理解というところ。市場開放デーに来たので、中央卸売市場のことがよくわかったなど。これだけ積極的に、市場の役割等のPR活動をしているので、非常に難しいところだと思うが、どんなメディアでの周知で向上したなどが表現できればより良くなる。

７．「Ⅲ－（2）安定的な運営が可能となる人的能力」について

○）一般的には、分業がなされて業務をこなしているというのが評価になってくると思うが、本市場では6名の少数精鋭の社員がオールラウンドに業務にあたることで成果を上げていることを、もう少しアピールできないか。

●）6名で分業すると事故があった場合に他の社員が対応できないため、基本的に社員全員がどういう市場業務でもこなせるようにしている。経理業務だけは専門性が必要であるため、担当を決めているが、例えば統計の処理は、業者から提出される売上や数量などのデータ処理を毎日行うため、誰でもできるようにしているし、大きなイベントは全員協力して取り組んでいる。できるだけ業務を平準化させながら、新しい業務に取り組んでいくなかで、人材の育成を図っている。

□）説明内容を評価欄に追記させていただく。

８．「Ⅲ－（3）安定的な運営が可能となる財政的基盤」について

○）施設所管課の評価欄について、財務内容の適正性を評価する文言を適切な表現に修正すべき。

□）文言修正させていただく。

　　９．その他、評価票全体に係る質問等

◎）指定管理者の自己評価と施設所管課の評価がすべて一致しているが、指定管理者がAと自己評価しているものに対して、府はSを付けることができないのか。

○）数値目標は達成できていない部分もあるが、これだけの取組み内容に対し、全体的に評価が厳しいように感じられる。残り4年間あるなかで、より良い市場にしていくという意向も含めての評価であると認識しているが。

□）指定管理者の自己評価が適正であると判断し、施設所管課として評価をつけた。おっしゃるとおり、翌年度以降の事業への期待も含めての評価としている。

□）指定管理者及び施設所管課の評価欄の記載内容について、質疑応答を踏まえて事務局にて追記・修正を行い、委員に再度ご確認いただいたうえで、ホームページに公表させていただく。

◎）了承した。

1. 評価委員会の指摘・提言について

・指定管理業務の執行状況について、評価委員会からの指摘・提言はなしで承認された。

1. 平成３０年度の評価項目・基準について　【資料５】

　・平成２９年度評価票の評価項目・基準のとおりとすることで承認された。

以上